

## フランス革命期の選挙権論

—主権理論との交錯—

### 一 はじめに

憲法学において選挙を論ずる場合、代表原理あるいは主権原理との関係を考察することは不可欠である。わが国でも、「全国民の代表」の地位が選挙にもとづくことを規定する日本国憲法四三条は「伝統的な代表理論」を採用するものと解され<sup>(1)</sup>、また、公務員の選定・罷免が国民固有の権利であることを規定する一五条一項は「国民主権原理を宣明するものである」と解されるのが常である<sup>(2)</sup>。

しかし、昨今では、わが国の国民代表原理に関する支配的見解と国民主権原理に関するそれとの間の矛盾が指

辻村 みよ子

摘されている<sup>(3)</sup>。そして、この矛盾解決のために、主権原理について狭義の「国民(= nation)主権」と「人民(= peuple)主権」とを区別し、日本国憲法下の国民主権原理を後者によって解釈することで、前者に適合的な国民代表原理に関する支配的見解を修正しようという主張が展開されている<sup>(4)</sup>。

さらに、「人民(= peuple)主権」論の立場から日本国憲法を再解釈しようとする要請は、まず第一に、一五条一項の積極的意義を確認することに向けられている。すなわち、「人民(= peuple)主権」に適合的な規定としての一五条一項を単なる抽象的規範として位置づけるだけでなく、実際に、選定・罷免権の行使を国民に保障する

方策を追究することが、今日の課題になっていると考えられる<sup>(5)</sup>。したがって、とりわけ選定権については、従来から「選挙権は公務か権利か」という形で争われてきた選挙権の本質論(いわゆる選挙権論)を、「人民(people)主権」論をふまえて再検討することが第一のアプローチであるように思われる。

本稿は、以上のような観点から、選挙権論と主権論との理論的關係を明らかにしようとするものである。そして、ここでは、この關係について最も明瞭な基本的構図を提示したフランス革命期の諸理論に主要な題材を求めることとする。フランス革命期には、一七九二年八月におそらく世界最初の男子普通選挙が実現されていただけでなく、一七九三年憲法制定期に「人民(people)主権」論にたった選挙権論が自覚的に構想されていたためである。また、今日に至るフランス公法理論の中にも、選挙権論と主権論に関する革命期の基本的構図が維持されているからである。まず、これらについての歴史的事実的検討から出発して、今後、わが国の選挙権論を研究する際の一助としたいと考える。

(1) 芦部信喜「選挙制度」『憲法と議会政』一九七一年。

二六八頁以下、林田和博『選挙法』一九五八年・三一頁以下、作間忠雄「選挙と政党——現代選挙法の諸問題」芦部編『現代法3・現代の立法』一九六五年・一二五頁以下、など参照。

(2) 宮沢俊義『日本国憲法』(法律学体系コメンタール)一九五五年・二二〇頁参照。

(3) 杉原泰雄「国民主権と国民代表制」奥平・杉原編『憲法学4』一九七六年・六三頁以下参照。

(4) 杉原前掲論文の他、杉原「主権と自由」芦部編『近代憲法原理の展開I』一九七六年・五二頁以下、影山日出彌「今日における主権論争と主権論の再構成」『法律時報』一九七六年四月号三〇—三六頁など参照。なお、わが国の主権理論の展開については、『法律時報・臨時増刊・憲法三〇年の理論と展望』一九七七年・二二—二七頁参照。

(5) 杉原前掲「国民主権と国民代表制」七七頁、影山前掲論文三五—三六頁など参照。

## 二 選挙権論をめぐる二つの体系

フランス革命期の憲法原理については、一七九一年憲法と一七九三年憲法に集約される二つの体系を区別することが一般的である。同時に、「議会ブルジョア」対「民衆」という革命勢力の対抗に注目して、両者の憲法思想

から二つの体系を抽出することが可能である。<sup>(1)</sup>ここでは、後者の方法を念頭においた上で、さらに、選挙制度論上の転換期としての一七九二年八月一〇日を境とする「一七八九—九一年体制」と「一七九二—九三年体制」とを区別して検討を進めることにする。

(一)一七八九—九一年の選挙制度と理論

憲法制定国民議会 (Assemblée Nationale Constituant) (一七八九年七月九日—一七九一年九月三〇日) は、シイエス (Sieyès)、トゥール (Thouret)、バルナーブ (Barnave) から中道左派の議員が多数を占め、いわゆる上・中層ブルジョアジーの利益を代表していた。彼らは、一七八九年八月二六日の「人および市民の権利宣言」<sup>(2)</sup>において、権利における平等 (一条) や法形成に協力する全市民の権利 (六条) 等を表明した。しかし、その後、能動市民・受動市民の区別を設けて後者の政治的権利を制限し、ブルジョアジーによる政治支配体制を確立したのである。<sup>(3)</sup>

まず、一七八九年八月三十一日、憲法委員会のラリー・トランダン (Tally-Tolendat) とムニエ (Mounier) の演説の中で、いわゆる制限選挙制 (régime censitaire) の

構想が明らかにされた。<sup>(4)</sup>そして、「市町村庁の組織に関するデクレ」(二月一四日)につづく「第一次集会等の組織に関するデクレ」(二月二日)において、制限・間接選挙制が正式に採用された。このデクレには、まず、能動市民のみが第一次集会に集合して表決する権利をもつ旨が明記され (一節二条)、次に、能動市民の要件として、(i) フランス人 (男性) であること、(ii) 満二五歳以上であること、(iii) 一年以上、カントンに事実上住所を有すること、(iv) 三労働日の価額に相当する直接税を支払うこと、(v) 僕婢すなわち被傭の奉公人の地位にないこと (三条)、が定められていた。また、間接選挙制の採用によって、能動市民一〇〇人に対して一人の割合で存在していた「選挙人」には、この他に、十労働日分の直接税を支払う旨の被選挙資格が定められていた (一九条)。国民議会議員の被選挙資格にも、銀一マール (五〇リール) 相当の直接税の支払いと何らかの土地所有が要求されていた (三二条)。

その後、労賃の評価などをめぐって、選挙法制上種々の修正が加えられた。<sup>(6)</sup>とくに、一七九一年八月には、従来から反対の強かった、国民議会議員の被選挙資格に関

する「銀一マール」の制度が撤廃され、その反面、「選人」の被選挙資格が事実上、加重された。<sup>(7)</sup>

こうして、一七八九年秋以来の「納税者選挙」の形態が、一七九一年九月三日の憲法典の中で確立されるに至るのである。これによって、当時の総人口約二六〇〇万人、成年男子の人口約七〇〇万人のうち、能動市民は約四三〇万人、「選人」は、わずか四一五万人に限定される結果となった。<sup>(8)</sup>

さて、以上のような選挙制度の背景には、議会内のブルジョアジーによる民衆の国政参加排除の要請があったことは勿論である。この要請は、基本的には、国政を、教養と能力に乏しい未経験者の手に委ねることへの危機感に支えられており、さらに、いわゆる「納税者株主論」に基づくものであったと考えられる。<sup>(9)</sup>そして、制限・間接選挙制度を正当化するための憲法理論として、「国民(= nation)主権」論と選挙権の本質に関する「選挙権公務説」を指摘することができる。これらは、次のような関係にあると考えられる。

——まず、一七九一年憲法は「主権は、国民(Nation)に属する」(二篇一条)と宣言する。この場合の「国民」

とは、具体的な個人とは区別された国家構成員の全体、あるいは「国籍保持者の総体」であり、観念的・抽象的な集合体であると考えられる。したがって、この「国民」にはみずから主権を行使する意思能力が欠けており、具体的な個人からなる「国民代表」を通じて意思を表明することが不可避となる。「国民(= nation)主権」が「国民代表制」と不可分に結合するのはこの為である。一七九一年憲法も、「国民は、委任(= delegation)においてのみ権力を行使することができる。フランス憲法は代表制である」(二条)旨を明らかにしている。

次に、「国民代表」は、国民全体の代表であり、特定の県あるいは選挙区から、いかなる委任(mandat)も与えられない(三篇一章三節七条)。すなわち、「国民」と「国民代表」との間には実体的な委任関係は存在せず、「国民代表」の地位は「選挙」ではなく専ら憲法に由来することになる。

こうして、「代表委任論」と結合した「国民(= nation)主権」論はさらに「選挙権公務説」を導き出す。単一・不可分の主権が観念的・抽象的集合体としての「国民」に属することを内容とする「国民(= nation)主権」下

では、各個人は選挙においても自らの主権を行使せず、専ら、全国民のために社会的職務あるいは公務を行うにすぎないからである。したがって、憲法の規定によって公務の内容を限定し、公務の執行者を制限することは、ここではすべて正当化されることになる。一七九一年八月一日の憲法案審議において、以上のような理論は十分に意識されていた。——トウラーは次のように述べている。「人民が選挙区ごとに選挙することを義務づけられている場合、各選挙区は、自らのためではなく、国民全体のために選挙するのである。……選挙人の資格は公的委任 (commission publique) にもとづいており、国の公権力は、その委任について規制する権能をもつ<sup>(11)</sup>」。また、バルナーブも、「選挙人の資格は公務 (fonction publique) にすぎない。それに対して何人も権利をもっていない。……たとえば、憲法の政治的権利の中に個人的権利が存在するにしても、それは能動市民の権利である。選挙人の職務は権利ではない。各選挙人は全体のために職務を行うのである。……選挙人になりうる諸条件を決定することは社会にのみ帰属する<sup>(12)</sup>」と述べて「選挙権公務説」を明確に表明している。

ところで、一七八九—九一年には、以上のような選挙権論に対立する別の系譜が存在していた。市町村議員の被選挙資格に関する一七八九年十月二二日の審議において、数名が納税資格に対して異議を唱えたとき、ロベスピエールは次のように述べていた。「すべての市民は……すべての段階の代表になることを主張する権利をもつ。……憲法は、主権が人民すなわち人民のすべての個人にあることを確立している。従って各個人は、立法と政府の執行に協力する権利を有する。そうでなければ、すべての人が権利において平等であることは真実ではない<sup>(13)</sup>」。この考えは、「権利の平等」の観点から、一七八九年人権宣言と現実との矛盾を摘発するものであるが、その基礎には「人民 (= People) 主権」論および「選挙権権利説」をもっていると考えられる。また、このような立場は、マラー (Marat) やベチオン (Petion) の中にも認めることができる<sup>(14)</sup>。しかし一般には、一七八九—九一年においては、能動市民・受動市民の区別が承認されていたということができる<sup>(15)</sup>。普通選挙の要求が民衆の中に根ざしてゆくのは、セクシヨンや民衆協会を基盤とする民衆の政治活動が活発化した、一七九二年の春から

夏の時期であった。<sup>(16)</sup>

(二) 一七九二—九三年の選挙制度と理論

(1) 男子普通選挙の実現

反革命の脅威の中で王と議会に対する不信を爆発させたパリの民衆は、一七九二年八月一〇日、チュルリー宮を襲撃した。その「蜂起」を組織した、いわゆる蜂起コミューンは、普通選挙によって各セクションから選出された二八八名から成っていた。彼らは、当時の立法議会(Assemblée législative)に対して国王の退位・普通選挙による議会の召集などを要求した。そして「国王の権利の一時的停止」と「一年以上居住する二五歳以上のフランス人(男性)の投票」が容認された。<sup>(17)</sup>

さらに、翌八月一日には「国民公会召集の形態に関するデクレ」<sup>(18)</sup>が採択され、男子普通・間接選挙制が採用された。同デクレの二条は、「能動市民と非能動市民の区別は廃止される」ことを明記した上で、第一次集會における選挙資格について「一年以上住所を有し、自己の収入あるいは労働生産物によって生計を営む、僕婢の地位にない、二一歳以上のフランス人(男性)であること」を以て足りる」と規定していた。また、議員を選出する

「選挙人」と議員の被選挙資格についても、年齢を二五歳以上にひき上げた他は、二条と同様の規定をおいていた(三条)。その他、「選挙人」等の人数や選挙方法については、従来どおりである旨が定められていた(一・四・五条)。

一方、パリのセクションやコミューンでは、八月一〇日以降、蜂起の成果を維持するために独自の運動を展開していた。<sup>(19)</sup>とくに、立法議会が採用した間接選挙制に対する反対は強く、八月一六日にはモントルイユ(Montpenn)セクションに続いて二七のセクションが反対決議を行っていた。また、八月二七日には、次のようなブラス・ヴァンドーム(Place-Vendôme)セクションの決議にもとづいて、コミューン総評議会(conseil général)がパリの選挙綱領を発表していたことが知られている。<sup>(20)</sup>

(i) 人民の受託者(mandataires)は、第一次集會で、直接、任命されることが原則である。但し、状況がこれを許さない場合は、選挙人会を介して議員を選出する方法がとられる。(ii) この方法の不備を避ける為、選挙人は、大衆の面前で大声で投票する。(iii) さらに、選挙人は、ジャコパンの議場、もしくは大衆を收容しうる最も適当な

場所に集合する。(1)選挙人によって選出された議員は、セクションあるいは第一次集会において審査され、信任されない時は多数決によって除斥される。」

ここでは、「第一次集会における人民主権の完全な行使」というサン・キュロットの基本的な政治原理から、普通・直接選挙の原則と、間接選挙における当選者(21)の事後審査の要請とが導かれていたことが特徴的である。

これに対して、国民公会選挙は八月二六日(於第一次集会)と九月三日以降(於選挙人会)数日間―数週間にわたって実施された。選挙は、パリのコミューンにおける構想が無視された結果、八月一日のデクレどおりに行われた。そして、男子普通選挙の実現によって有権者数が約七〇〇万人に拡大されたにも拘らず、パリなどの都市を除いて一般に労働者・職人などの投票率が低く、総投票者数七〇一〇〇万人(投票率一〇%強)という結果であった。(22)これについては、地方における民衆の無関心・反革命派の策動・それによる恐怖の状況などが主な理由と考えられる。また、選出された国民公会議員の内訳からしても、選挙がブルジョアジーの為のものである

ったことが理解できる。

(2) 一七九三年憲法の制定<sup>(24)</sup>

一七九二年九月二一日、新たな共和国憲法の制定という主要な任務を担って、国民公会が召集された。九月二六日には、議会内のジロンド党勢力を中心とする憲法委員会が組織され、翌年二月一五日、コンドルセ(Condorcet)の起草による憲法草案が国民公会に提出された。

これが、いわゆるジロンド草案である。この草案は、四月以降逐条審議され、人権宣言と憲法条項の一部が採択されたが、ジロンドン追放後にモンターニュ党によって変更されるに至る。そして六月一〇日に公安委員会の憲法起草委員であるエロー・ド・セシユル(Herault de Sechelles)によって提出された新憲法案が、わずか二週間の審議の後に採択された。これが、一七九三年六月二四日憲法(モンターニュール憲法)である。一七九三年憲法制定期には、これらの他に、公募に応じた憲法私案が三〇〇以上も存在した。そして、そのほとんどが男子普通選挙制を採用し、さらに主権原理について第一次集会に基礎をおく「人民主権」の構想をもっていたことが知られている。(23)本稿では、ジロンド草案と一七九三年憲法

における選挙の構想を考察するにあたって、これらの私案のうち傑出した内容をもつジャン・ヴァルレ (Jean Varlet) やロベスピエールの構想をも比較の視野に入れることにする。

まず、ジロンド草案は、「主権は本質的に人民全体 (peuple entière) に属する。各市民は、主権の行使に参与する平等の権利を有する (人権宣言二七条)」と規定して「人民 (le peuple) 主権」の立場を表明している。

また、「二歳以上で、一年以上中断なくフランス領土に居住するすべての男性は、共和国の市民であり…… (憲法二篇一条)」「すべての市民は、三カ月間中断なく居住する場所において、選挙権 (droit de suffrage) を行使しうる (二篇三条)」とのべて男子普通・平等選挙制を採用している。さらに、選挙権あるいは政治的権利の行使の性質に関して、コンドルセは、次のような演説を行っている。

「政治的諸権利を行使する能力を憲法上誰に認めるかについて……従来から二つの意見があった。一方は、政治的諸権利の行使を一種の公務とみなし……万人の諸権利の行使を、排他的に、一部の市民に委託しうると考え

ていた。他方は、反対に、政治的諸権利は完全な平等を伴ってすべての個人に属さねばならないと考えていた。

……そしてこれまでは、一七九一年憲法が確認した第一の考えに従ってきた。しかし我々には、第二の考えの方が理性と正義、そして賢明な政治にとってふさわしいように思われる。<sup>(26)</sup>——ここでは、一七九一年憲法下の「選挙権公務説」を斥けた上で「選挙権権利説」を採用しようとする明瞭な意図が表明されている。

さらにジロンド草案は、議員のみならず、執行評議会 (Conseil exécutif) や地方行政府のメンバーについても直接選挙制を導入し、民主的な外観を保っていた。しかし、反面、選挙方法については、候補者推薦の予備投票 (記名投票) と決定投票との二回投票制を採用していたため、その手続が複雑すぎ、かつ、選挙に最高数週間を要するという欠陥をもっていた。当時のモンタニャールの批判や歴史家マチエらの評価をまつまでもなく、ジロンド草案の選挙制度の内には、少なくとも運用上、民衆を選挙から締め出す効果を含んでいたことが指摘しうる。<sup>(27)</sup>

次に、一七九三年憲法は、「主権は人民に属する。(人権宣言二五条)」主権者人民とはフランス市民の総体で



ある。(憲法七条)と規定して、「人民(=peuple)主権」を標榜している。ここでいうフランス市民には、「フランスに生まれ、かつ居住する二一歳以上のすべての男性」の他、一定の要件を満たす外国人も含まれている。

また、同憲法は、「各市民は、法の形成を受託者または代理人(agens)の選任に参与する平等の権利を有する(人権宣言二九条)。「主権者人民は、議員を直接選任する(憲法八条)。主権者人民は、行政官・公仲裁人・刑事および破毀裁判官の選出を選挙人に委ねる(憲法九条)。」と規定している。したがって、ここでも選挙権を主権者たる各市民の権利として扱えた上で、男子普通・平等選挙制が確立されている。そして、草案起草者のエロー・ド・セシェルが「人民主権と人民の選挙権(Travail de l'élection)の尊重」という意図を表明していたように、一七九三年憲法には、「人民(=peuple)主権」の立場から「選挙権権利説」を説明するルソーの理論が採用されていると考えられる。<sup>(28)</sup>

ところで、同憲法が、執行・司法機関について間接選挙制を維持していた点については、(i)全公職者を直接に選任する場合の民衆の疲弊を防ぎ、(ii)立法機関のみに直

接選挙制を導入することで、立法府への権力集中をはかり他機関との権威上の格差をつける、という理由が明らかにされていた。<sup>(29)</sup>その他、第一次集会の定員や選挙区の単位を縮小し、民衆のために大声による投票を認めて選挙手続の簡略化をはかるなど、一七九三年憲法の選挙制度には、ジロンド草案との対抗を意識して改良した点が少なからず認められる。<sup>(30)</sup>

以上のように、ジロンドンとモンタニールによって提示された選挙制度論・選挙権論は、一七九一年憲法下のものと完全に系譜を異にしていた。そして、これらは、「国民」と区別された「人民」すなわち具体的存在としての「一定の時点における市民の総体」を主権主体とする「人民(=peuple)主権」原理の採用を前提としていたと思われる。しかし、これらの主権原理については、それ自体、「人民(=peuple)主権」原理としてきわめて不完全な構造しかもっていなかったことに注意すべきである。<sup>(31)</sup>とくに、立法に関する人民拒否制度の採用によって「人民による意思決定」の保障にとめた一七九三年憲法においてさえ、議会が主権者人民から独立しうる形態が維持され、議員に対する命令的委任や、責任追及・

罷免の可能性が排除されていたのである。したがって、主権者の権利行使としての選挙は、実際には単なる指名選定行為にすぎず、それ以上に、実体的な委任行為を伴なうものではなかったことが理解できる。<sup>(32)</sup>

これに対して、「主権は代表されえない」というルソンの理論に最も忠実な「人民(=peuple)主権」論を展開したのは、民衆運動の理論的リーダーの一人であるヴァルレであった。彼は、「議員は代表(representans)でなく受託者(mandataires)・機関(organs)にすぎない<sup>(33)</sup>」という原則を基調として、「命令的委任論」を展開した。そして、彼にとって、人民に属する主権の行使は、「社会状態における人の権利」の第一のものであり、その内容は「(i)全ての公的機関を直接、選任すること、(ii)社会の利益を討議すること、(iii)法案提出を委託された受託者に対して、個人的には願望・意見を、全体としては意思を表明すること、(iv)委託者の利益を裏切る議員を召還し処罰すること……」等、八つの部分から成っていた<sup>(34)</sup>。したがって、公務員の選挙は、主権者に属する権利の第一のものであると共に、立法府の議員を選出する場合に、事後的にであれ、必ず、主権者の意思の表明すなわ

ち訓令の授与が伴うことが明らかにされていた。また、議員に対する責任追及・処罰の権利が主権行使の内容として明示されていたことは、一七九三年憲法と比較して特徴的である。この点では、一七九三年四月二四日、モンターニュ党左派の議員を中心とする当時のジャコバン・クラブを代表して、人権宣言案を国民公会に提出したロベスピエールも、ヴァルレと類似の構想を表明していた<sup>(35)</sup>。ロベスピエールは、五月一〇日の演説においても「主権は、本質的にフランス人民に存する。すべての公務員は受託者である。人民は、受託者を選出したのと同様の方法で罷免しうる<sup>(36)</sup>」と述べていた。これらの言説は、「人民(=peuple)主権」原理が、「選挙権権利説」と結合した普通選挙制度の他に、命令的委任あるいは罷免による議員拘束(コントロール)の制度を要請することを示唆していた点で重要である。

ところで、一七九二―九三年において、以上のような普通選挙制度論が確立されていたにせよ、「男子」普通選挙に到達したにすぎなかったことはここで留保する必要がある。女性の権利の要求は、一七八九年人権宣言公布の直後から議会の内外に存在し<sup>(37)</sup>、一七九三年憲法制定

期にはギヨマル (Guyomar) らの提案<sup>(38)</sup>で国民公会の審議の対象になっていた。また、実際にバリのセクションや民衆協会では女性も政治的権利を行使しており、サン・キュロットの「人民 (= peuple) 主権」論が女性を含む普通選挙権論に到達していたことは十分に理解できる<sup>(39)</sup>。しかし、当時の一般的状況としては、女性はそもそも主権あるいは市民権の享有主体から排除されていたのである。その事情も含めて、この問題の検討は別稿に譲ることとする。

(1) 杉原「主権と自由」前掲・七一―二八頁参照。なお、革命の構造についての筆者の見解については、拙稿「フランス革命における一七九三年憲法の研究・序説(一)」(以下「序説(一)」と略す)『一橋研究』通巻三三三―三五九頁以下を参照されたい。

(2) 一七八九年人権宣言については、わが国で既にすぐれた研究がなされているのでここでは立ち入らない。深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説(一)(二)(三)」『北大法学論集』一四卷三・四号、一五卷一、一八卷三、稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利の宣言』」『基本的人権』三卷、三輪隆「一七八九年の権利宣言における政治的権利(一)」『早稲田法学会誌』二六卷・二七卷、など参照。

(3) 一七八九年宣言を採択した後、ブルジョアジーが「政治的特権階級として自らを組織する」過程については、A. Auclair, *Histoire politique de la Révolution française*, 1921, p. 49—80 参照。

(4) 'Principes de gouvernement français', ch. III, art. 11, *Archives Parlementaires*, 1ère série, t. 8, p. 523 (以下 A. P. I. s., t. … と略す)

(5) 一月二二日のナタレの正文は、A. P. I. s., t. 11, p. 191 et s. (15 jan. 1790) 参照。

(6) A. Auclair, *op. cit.*, p. 64 et s., 一労働日の労賃は一七九〇年一月一五日のデクレ等によつて、ほぼ二十ヌー(リール)以下十ヌー(半リール)以上に定められた。A. P. I. s., t. 11, p. 187—188 etc.

(7) A. P. I. s., t. 29, p. 748 et s. (27 aout 1791)

(8) J. Godochot, *Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, 1968, p. 76, 桑原編『フランス革命の研究』一〇五頁参照。

(9) 杉原『国民主権の研究』一九七一年・二四二頁以下参照。とりわけシエスにおける政治的権利の制限の論理については、三輪前掲論文『早稲田法学会誌』二七卷二六〇頁以下参照。

(10) 一七九一年憲法下の国民主権の成立過程および基本構造については、杉原前掲書二三五―二七二頁、二九五頁以下に詳細に検討されている。

- (11) A. P., 1. s., t. 29, p. 356.
- (12) A. P., 1. s., t. 29, p. 366.
- (13) A. P., 1. s., t. 9, p. 479, *Oeuvres de Maximilien Robespierre*, t. 6, p. 130 et s.
- (14) フォーは、一七八九年八月の憲法私案の中で「すなへて市民は、投票権 (droit de suffrage) をもたねばならぬ」と述べた。(A. Aulard, op. cit., p. 71, Marat, *La Constitution* [Lib<sup>re</sup> 7221] p. 21)° マキーンは「たゞこの個人は、法の形成に参与する神聖にして不可譲な権利を有する」旨を明らかにした。(A. P., 1. s., t. 8, p. 582, 5 sep. 1789)
- (15) J. Godochot, op. cit., p. 77, A. Aulard, op. cit., p. 70 et s.
- (16) A. Soboul, *Les Sans-culottes parisiens en l'an II*, 1962, p. 506.
- (17) A. P., 1. s., t. 46, p. 654, A. Aulard, op. cit., p. 221 et s., 八月十日の蜂起にひきつぱ、マキーン『フランス大革命(中)』(わす・市原訳)一一頁以下、井上チヲ『マキーン独裁の政治構造』一九七二年・一一〇頁以下参照。
- (18) 八月一日のテクタンの正文は、A. P., 1. s., t. 47, p. 28—31 参照。
- (19) A. Soboul, op. cit., p. 507 et s., マキーン前掲書六〇頁以下参照。
- (20) M. Ternaux, *Histoire de la Terreur*, 1864, t. 4, p. 30 et s., A. Soboul, op. cit., p. 519 et s., *Oeuvres de Maximilien Robespierre*, t. 8, p. 443 et s., マキーン『マキーン独裁の政治構造』、ロベスピエールの提案によるものである。
- (21) 国民公会選挙の方法、さらに代表観念をめぐって、マキーンとロベスピエールとの間に対立が生じた。これをひきつぱ、井上チヲ前掲書一四〇頁以下参照。
- (22) 選挙の経過と結果をひきつぱ、A. Aulard, op. cit., p. 243—250, J. Godochot, op. cit., p. 274, J. J. Chevallier, *Histoire des institutions et des régimes politiques de la France*, 1967, p. 71 et s. 参照。
- (23) マキーンは、選出された十四名は、二名を除く全マキーン階級に属した。そのひきつぱ、マキーンが旧憲法制定議會議員、一八六名が旧立法議會議員である。(J. J. Chevallier, op. cit., p. 76)
- (24) 一七九三年憲法の制定過程をひきつぱ、拙稿「序説(一)」前掲九九頁以下を参照された。
- (25) 拙稿「序説(一)」前掲一〇八頁、J. Godochot, op. cit., p. 279.
- (26) A. P., 1. s., t. 58, p. 594.
- (27) マキーン草案による選挙規定 (*Constitution girondine de 1793*, tit. III, sec. III, art. 1 et s.) の添削をひきつぱ、A. Mathiez, *La Constitution de 1793*, A.

H. R. F., 1928, p. 507, 桑原前掲編書一〇八一—一〇九頁参照。

- (28) フローの演説については A. P. I. s., t. 66, p. 258 参照。ルソー理論との関係については J. Laferrrière, *Manuel de droit constitutionnel*, 1949, p. 67 et s. など参照。ルソーの「人民(=peuple)主権」論によれば、投票は主権行使に参加する手段であり、さらに人民を構成する各個人は市民に主権が帰属するが故に、各市民は、自ら保有する主権部分の帰結として投票権の行使にあずかることになる。他方、主権とは一般意思であり、それは各市民がその形成に協力するか、少なくとも協力が可能な場合(29)にしか出現しえない。したがって、選挙権は、主権者の構成員の資格自体からひき出される権利である。そしてルソー自身、選挙権を「すべての主権的行為について投票する単一の権利、何者も市民から奪うことのできなげ権利」として規定している。(Du contrat social, liv. IV, ch. I)
- (29) A. P. I. s., t. 66, p. 258, p. 540.
- (30) 桑原前掲編書一〇九—一一頁参照。
- (31) 一七九三年憲法における「人民主権」原理の内容と限界については、拙稿「序説(一)『一橋研究』通巻三五号七一頁以下参照。
- (32) J. J. Rousseau, *Du contrat social*, liv. III, ch. XV.
- (33) J. Varlet, *Projet d'un mandat spécial et impératif*,

1792, p. 6 (Lb<sup>14</sup> 109)

- (34) J. Varlet, *Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'état social*, 1793, p. 14, (art. 10)
- (35) *Oeuvres de Maximilien Robespierre*, t. 9, p. 459—470.
- (36) *ibid.*, t. 9, p. 509.
- (37) 拙稿「フランス革命と女権宣言」『法律時報』五七五号六七—六七七頁参照。
- (38) A. P., I. s., t. 63, p. 564 (26 avril 1793), P. Guyomar, *Le partisan de l'égalité politique entre les individus*, 1793, (Lb<sup>14</sup> 2981), A. P., I. s., t. 62, p. 591 et s.
- (39) A. Soboul, *op. cit.*, p. 507.

### 三 革命期以降の学説の展開

前章の検討によつて、フランス革命期の二つの選挙権論——「選挙権公務説 (théorie de l'électorat-fonction)」と「選挙権権利説 (théorie de l'électorat-droit)」——が、各々「国民(=nation)主権」論と「人民(=peuple)主権」論と結合していたことが実証されたと思われる。そして、革命期のこのような構図は、今日まで、フランス公法学におおつて維持されてくる。

ヴデルは、「人民主権論 (these de la souveraineté populaire) の下では、選挙 (électorat) は権利であり……国民主権体制の下では公務である」「人民主権論と結合する第一の考え (選挙権権利説) においては、各市民は、自らが保有する主権部分の帰結として固有の選挙権 (droit de suffrage) をもつ。国民主権論と結合する第二の考え (選挙権公務説) においては、国民は意思を表明するための機関を必要とし、選挙人がその機関の一つとなる。選挙人は公務を行使する。」と指摘している。

デュバルジューは、「分割代表 (représentation fractionnée)」、「国民代表 (représentation nationale)」と「代表概念に対応して「分有主権 (souveraineté fractionnée)」と「国民主権」とを区別する。そして、各々が選挙権論に関して、「選挙権権利説」と「選挙権公務説」に到達することを明かにしている。

ところで、フランス革命期においては、一七九三年憲法が施行延期され、一七九五年憲法が一七九一年憲法型の諸原理に回帰したことによって、「国民 (nation) 主権」論・「選挙権公務説」の体系が勝利を占めた。以後これがフランス公法の基調になったと考えられる。一方、一七九三年憲法に具現された「人民 (peuple) 主権」論・「選挙権権利説」の体系は反体制運動とりわけ普通

選挙運動の中で展開した。そして、選挙権論をめぐる両説の争いは、「一九世紀の全期間を通して専門家たちを二分した」ということができる。

とくに、一八四八年憲法によって男子普通選挙制が採用された後は、いわゆる「民主化傾向」あるいは「人民主権への傾斜」が認められる中で、第三共和制下の公法学者の議論を呼んだ。

デュギーは、革命期以降の選挙権論を検討して一八四八年の体系が一七九一年のそれと同様であることを指摘する。そして「フランス的な理解では、……選挙人は権利の主体であると同時に、公務を授けられている。選挙 (権) は、権利であると同時に公務である」という結論を提示している。但し、ここでいう権利とは「市民資格の承認についての権利」であり、国民構成員に認められる超実定的な市民権である。さらに、この権利は、投票についての家定法上の資格が市民資格の上に付与されたときに投票権能 (pouvoir de voter) を導き出すにすぎない。したがって、選挙が公務であることから、公務執行に関する要件の決定は立法者に帰属し、また強制投票制も許容されることになる。

エスマンは、革命期以来のフランス憲法上の基本原理とする「国民主権原理」の立場から「選挙権権利説」を次のように批判する。「その考えは、国民主権が全社会構成員の間に

分割され、各部分が各人に固有のものとして帰属することを肯定するもので……誤りである<sup>(15)</sup>。そしてデュギー同様、一八四八年憲法において「選挙権公務説」が放棄されていないことを指摘する。さらに「選挙が公務なら、国民の全構成員は当然にその行使を求められる」のであり、「納税者選挙制 (Regime censitaire) は論理的には国民主権と矛盾するよう<sup>(16)</sup>に思われる」と述べて、普通選挙制との調和をはかっているといえる。

カレ・ド・マルベールは、エスマンらと同様にルソー理論を批判した上で、さらに法実証主義の立場から従来の「選挙権公務説」を排除する<sup>(17)</sup>。彼にとって選挙は純然たる公務であり、政治上の民主化現象も法理論の転換を意味するものではない<sup>(18)</sup>。したがって彼は、「公務の観念はもとより個人的権利の観念を排斥するものである」「選挙人が、投票の瞬間に公務と権利とを競合的に行使することはできない」としてデュギーらの「二元論」をも排斥する。結局、マルベールは、イェリネックの「選挙人資格を認めさせるための選挙人の権利」を超えて投票時の個人的権利の側面をも承認し、この権利が投票の瞬間に公務に移行すると解して、いわゆる「二段階論」に到達している<sup>(19)</sup>。

オーリウは、公権力を執行権 (pouvoir executif)・審議権 (pouvoir délibératif)・選挙権 (pouvoir de suffrage) に分割して選挙理論に新たな構成を与えている<sup>(20)</sup>。彼は、選挙の性格を同意・信任行為として扱えた上で、「選挙が同意 (l'as-

sentiment) ならば、当然に普通選挙である<sup>(21)</sup>」ことを指摘する。また選挙権は、彼にとっては「個人的権利であると同時に社会的職務である」<sup>(22)</sup>。すなわち、一方では、同意が個人的行為である故に「選挙人は、投票という集団行為に参加する個人的権利をもつ」が、他方、その集団行為の中では選挙人は公務を履行するにすぎないのである。したがって、ここでも選挙が公務であることから、強制投票も可能である<sup>(23)</sup>。しかし、オーリウは、「選挙権が個人的権利であることを確立するのはきわめて重要である。それは、国事について同意能力を有するすべての人に選挙権を拡大するための唯一の立論だからである<sup>(24)</sup>。」と述べて、権利性を強調している。

以上のような選挙権の本質についての議論は、婦人参政権を含む普通選挙制度の確立をみた第二次大戦後においては多少とも意義を失ったように思われる。例えば、選挙人団の構成員の決定については、現在の実定法上、「選挙権公務説」・「選挙権公務説」のいずれにおいても「実際には同じ結論にならざるをえない<sup>(25)</sup>」からである。しかし理論上は、普通選挙制度は「選挙権公務説」からは義務的に要請されないのに対して、「選挙権公務説」では必然的に要請される。したがって実定法によって未成年者・無能力者その他の権利行使を排除する場合、選

挙資格制限の基準は後者においては厳格に解されねばならないと考えられる。また、強制投票制は「選挙権公務説」において容認されるのに対して、「選挙権権利説」ではこれが禁止されて任意投票の原則が導かれる<sup>(82)</sup>、などの相違が存在している。

このような選挙権の本質に関する問題は、今日においても、解釈論上・立法論上の重要な指導原理を提供して下さる言えざるべきであらう。

- (1) G. Vedel, *Manuel élémentaire de droit constitutionnel*, 1949, p. 131.
- (2) G. Vedel, *ibid.*, p. 144. エンネホーン<sup>(83)</sup>、革命期の選挙権論から同様の結論を指摘している。J. Laferrrière, *op. cit.*, p. 67 et s.
- (3) M. Duverger, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, t. I, 1971, p. 99—103.
- (4) Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'Etat*, t. II, 1922, p. 438.  
高野真澄「フランス憲法における代表民主制の展開」『尾道短大研究紀要』一五集三九頁以下参照。
- (5) J. M. Bécet et D. Coland, "Fant-il introduire en France le vote obligatoire?", *Revue du droit public et de la science politique*, 1973, t. 89, p. 165. トロムゼ

代表理論との関連から一八三〇年・一八七五年の憲法を一七九一年憲法の系列に、一八四八年・一八五二年・一九五八年のそれを一七九三年憲法の系列に含めてみるようである。(M. Prélot, préface à J. P. Charnay, *Le suffrage politique en France*, 1965, p. 7 et s.)

- (6) L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, t. II, 3<sup>e</sup> éd., 1928, p. 579.
- (7) 杉原「主権と自由」前掲四四頁以下参照。
- (8) L. Duguit, *op. cit.*, p. 585.
- (9) L. Duguit, *ibid.*, p. 585.
- (10) L. Duguit, *ibid.*, p. 581—2.
- (11) L. Duguit, *ibid.*, p. 585—7.
- (12) A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 7<sup>e</sup> éd., 1927, p. 284 et s.
- (13) A. Esmein, *ibid.*, p. 356.
- (14) A. Esmein, *ibid.*, p. 368.
- (15) A. Esmein, *ibid.*, p. 370.
- (16) Carré de Malberg, *op. cit.*, p. 426 et s.
- (17) Carré de Malberg, *ibid.*, p. 438—440.
- (18) Carré de Malberg, *ibid.*, p. 447.
- (19) Carré de Malberg, *ibid.*, p. 450—463.
- (20) M. Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, 2<sup>e</sup> éd., 1929, p. 433 et s. エンネホーン<sup>(84)</sup>の憲法論に附する選擧論について M. Prélot, *Institutions politiques et droit con-*



stitutionnel, 5<sup>e</sup> éd., 1972, p. 66—67 参照。

(21) M. Hauriou, *op. cit.*, p. 561 et s.

(22) M. Hauriou, *ibid.*, p. 566 et s.

(23) M. Hauriou, *ibid.*, p. 567 et s.

(24) M. Hauriou, *ibid.*, p. 567.

(25) G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 4<sup>e</sup> éd., 1972, p. 457.

(26) ランリエールは、立法者が無能力者や無法者 (indignes) の権利行使を禁ずることは「選挙権権利説」においても争いえない為「選挙権公務説」と同じ結果になると指摘する。しかし、受刑者等の権利の剥奪などについては疑問の余地があるように思われる。(J. Laterrrière, *op. cit.*, p. 514)

(27) G. Vedel, *op. cit.*, p. 144—145.

(28) 昨今のフランスでは、「選挙権公務説」の伝統などを理由に強制投票制採用を再検討しようとする立法論もあるようである。(J. M. Bécet et D. Coland, *op. cit.*, p. 155—203) また、「共同政府綱領」や「自由の宣言」案にみられる「人民 (le peuple) 主権」・「選挙権権利説」採用の示唆や一七九三年憲法の系譜の強調は、興味ある現象であるといえよう。(フランス共産党「自由の宣言」一九七五・五・一六、六二条以下、邦訳『世界政治資料』四五五号三九頁参照。)

#### 四 おわりに

本稿の目的は、フランス革命期以降の選挙権論を主権理論との関連において検討し、わが国の問題を再検討するための一助とすることであった。しかし、既に紙幅も尽き、わが国の検討に立ち入ることができないので、ここでは、本稿の結果をふまえた若干の指摘にとどめることにする。

まず、本稿では、フランスにおいて、革命期以降今日まで、二つの選挙権論が各々二つの主権理論と結びついて論じられてきたことを検証した。これについて次のことが明らかになったと思われる。(i) 革命期には、第一の系譜〔「選挙権公務説」・「国民 (la nation) 主権」論〕が専ら制限・間接選挙制度の正当化に寄与したのに対して、第二の系譜〔「選挙権権利説」・「人民 (le peuple) 主権」論〕は普通・平等・直接選挙の原則を導き出していた。尤も理論上は、これらの原則は第二の系譜からは必然的に要請されるのに対して、第一の系譜においても任意的に採用されるものである。(ii) 革命期以降は、第一の系譜がフランス公法学の基礎に存続した。しかし普通選挙

運動の拡大、主権原理の展開などに伴って、「選挙権公務説」の基礎の上に個人的権利の性格を付与しようとする傾向がとりわけ第三共和制下の学説に認められる。(iii) 実定法上普通選挙等の原則が確立した今日でも、選挙権論は、主権理論と結びつくことによって、選挙権者の決定のみならず制度・原則上の決定(強制投票の可否など)その他の問題について、重要な指導原理を提供しているようにみえる。

これに対して、わが国では、ドイツ国法学の影響下にあった戦前の理論(ラーバント、イエリネックらに依拠するいわゆる純公務説、請求権説の系譜)を無視することはできない<sup>(1)</sup>。そして現在も、機関選定(=創設)行為としての「選挙」の公務性を前提とした上で、二元的にあるいは折衷的に、「参政の権利」としてその権利性を承認する見解が通説であると考えられる<sup>(2)</sup>。しかし、本稿のはじめに述べたわが国における主権論の展開、さらにドイツ国法学上の選挙権論とフランスの「選挙権公務説」<sup>(3)</sup>との関連などを想起すれば、わが国の選挙権論のあり方と本稿の検討結果とが無関係であってはならないように思われる。とりわけ日本国憲法下の主権原理を「人

民(=people)主権」によって解釈する立場からすれば、一五条一項の「権利」の内容を積極的に確定し、これを「選挙権権利説」によって説明する方途を問うことが一つの課題となるであろう。また、その為には、従来の「選挙権権利説」排除の論理や権利構成の方法ひいては通説としての「二元説」のあり方について主権論の視座をふまえて再検討する必要があるように思われる<sup>(4)</sup>。

これらの諸課題をはじめ、本稿で十分に検討しえなかった問題(ルソー理論に対する批判とその評価、「人民(=people)主権」論・「選挙権権利説」と命令的委任の関係など)については、今後、稿を改めて検討する所存である。

(1) 森口繁治『選挙制度論』一九三一年・六七―八四頁、宮沢俊義『衆議院議員選挙法』一九二九年・二五―二六頁、美濃部達吉『憲法撮要』一九二二年・一八八頁以下、『選挙法詳説』一九四八年・七頁以下など参照。

(2) 清宮四郎『憲法I(新版)』一九七一年・一三四―三五頁、芦部前掲書二八二頁、野村敬造「選挙に関する憲法上の原則」『憲法講座III』一九六四年・一三〇頁、林田前掲書四〇頁など参照。

(3) Carré de Malberg, op. cit., p. 429 et s.

(4) 「二元説」への従来の批判は、「請求権説(権限説)」の立場にたつ森口前掲書七二―七三頁の他、作間前掲一二八頁参照。また、「権利説」の立場を示唆するものとして、水木惣太郎『選挙制度論』一九六七年・七七―七八頁、浦田一郎「公務員の選定・罷免権」樋口陽一・佐藤幸治編

『憲法の基礎・入門編』一九七五年・四二〇―四二二頁などの他、とりわけ星野安三郎「選挙権の法的性格」鈴木安蔵編『日本の憲法学』一九六八年・二〇三―二〇九頁が参照されるべきであろう。

(一橋大学大学院博士課程)